

国家戦略特区における特定事業等一覧及び活用状況について(H28.3.29現在)

資料4

	区分	特定事業名	特定事業の概要	新潟	東京	関西	養父	福岡 北九州	沖縄	仙北	仙台	愛知	広島 今治	計
1	都市計画 ・まちづくり	国家戦略建築物整備事業	特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。											0
2	都市計画 ・まちづくり	国家戦略住宅整備事業	グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。											0
3	都市計画 ・まちづくり	国家戦略道路占用事業	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。		○	○		○	○					4
4	都市計画 ・まちづくり	国家戦略土地区画整理事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、土地区画整理事業の認可をワンストップ化。											0
5	都市計画 ・まちづくり	国家戦略都市計画建築物等整備事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、都市計画の決定又は変更をワンストップ化。		○									1
6	都市計画 ・まちづくり	国家戦略開発事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、開発行為の許可をワンストップ化。											0
7	都市計画 ・まちづくり	国家戦略都市計画施設整備事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、都市計画事業の認可又は承認をワンストップ化。											0
8	都市計画 ・まちづくり	国家戦略市街地再開発事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、市街地再開発事業の認可をワンストップ化。											0
9	都市計画 ・まちづくり	国家戦略民間都市再生事業	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、民間都市再生事業計画の認定をワンストップ化。		○									1
10	都市計画 ・まちづくり	国家戦略特別区域空港アクセスバス事業	ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特別区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を(30→7日前)短縮。											0
11	子育て・教育	公立国際教育学校等管理事業	グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。									○		1
12	子育て・教育	国家戦略特別区域限定保育士事業	保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。		○	○			○		○			4
13	子育て・教育	都市公園占用保育所等施設設置事業	保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。		○									1
14	雇用	国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業	労働力確保が課題となる地域等において、高年齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。				○			○				2
15	雇用	人材流動化センターの設置	国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。					○						1
16	雇用	雇用労働相談センター	グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルール周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。	○	○	○		○			○	○		6

	区分	特定事業名	特定事業の概要	新潟	東京	関西	養父	福岡 北九州	沖縄	仙北	仙台	愛知	広島 今治	計
17	保健・医療	国家戦略特別区域高度医療提供事業	都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。		○	○		○	○					4
18	保健・医療	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。											0
19	保健・医療	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業	再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。			○								1
20	保健・医療	国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業	臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。											0
21	保健・医療	国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業	海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理学の専門家が入国する場合、在留期間を最長2年とする。			○								1
22	保健・医療	医師の養成に係る大学設置事業	「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。		○									1
23	保健・医療	保険外併用療養の拡充	臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。		○	○		○			○	○		5
24	保健・医療	特区医療機器薬事戦略相談	国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。 また、コンシェルジュ等が必要な助言等を行う、特区医療機器薬事戦略相談を実施する。			○					○			2
25	農林水産業	漁業生産協業化促進事業	漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。											0
26	農林水産業	国有林野活用促進事業	国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。							○				1
27	農林水産業	農業法人経営多角化等促進事業	農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、国家戦略特区内で農業及び関連事業(加工・販売等)を行う法人は、農作業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人と同様の取扱いとする。	○			○			○		○		4
28	農林水産業	農地等効率的利用促進事業	農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。	○			○					○		3
29	農林水産業	地域農畜産物利用促進事業	農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地域内に設置することを可能化。	○	○							○		3
30	農林水産業	国有林野の民間貸付・使用の拡大	国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。											0
31	農林水産業	農業への信用保証制度の適用	農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	○			○					○		3
32	外国人	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。		○									1

	区分	特定事業名	特定事業の概要	新潟	東京	関西	養父	福岡 北九州	沖縄	仙北	仙台	愛知	広島 今治	計
33	外国人	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。	○	○			○						3
34	民泊	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。		○	○								2
35	民泊	歴史的建築物利用宿泊事業	地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。			○	○							2
36	創業	公証人役場外定款認証事業	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。		○									1
37	創業	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。					○					○	2
38	創業	特定非営利活動法人設立促進事業	ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。	○		○	○	○			○	○		6
39	創業	開業ワンストップセンター	外国人や外国企業の開業促進のため、登記、税務、社会保険等の法人設立や事業開始時に必要な各種申請等のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う。		○									1
40	その他	国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業	国家戦略特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象項目は、区域指定対象物質に限る。											0
41	その他	航空法高さ制限のエリア単位での承認の特例	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。											0
42	その他	旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化	国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。											0
43	その他	特定実験試験局制度に関する特例事業	電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則「即日」で行う。			○				○		○	○	4
特定事業の活用数 計				7	15	12	6	8	3	4	5	9	2	71